

新旧対照表
【知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について（平成20年3月31日財関第351号）】
※傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第1章 輸入差止申立ての審査	第1章 輸入差止申立ての審査
<p>1 申立先税関による審査事務</p> <p>関税法基本通達69の13-2の(3)に規定する「輸入差止申立書」及び添付資料等が提出された申立先税関の本関知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。</p> <p>(1) 当該「輸入差止申立書」等を受け付けるとともに、輸入差止申立てをした者又はその代理人（以下「申立人」という。）から求めがあった場合その他必要な場合には、提出された「輸入差止申立書」の1枚目に受付印を押印し、その写しを申立人に交付する。</p> <p>(2) ~ (6) (省略)</p> <p>3 総括知的財産調査官による審査</p> <p>上記2の(1)により「輸入差止申立書」及び添付資料等の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。ただし、法第69条の14の規定により専門委員へ意見を求めた以降は、「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）」によることとする。</p> <p>(1) 「輸入差止申立書」及び添付資料等により、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害している事実あるいは不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで、第10号又は第11号に掲げる行為により営業上の利益を侵害している事実が疎明されているか否かについて審査する。なお、「<u>輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）</u>」において、侵害の事実を疎明する内容が、受理されている輸入差止申立書に記載した内容と同一である旨記載がある場合（添付資料を省略する場合を含む）は、同一と認めて差し支えないか審査するものとする。「輸入差止申立書」の記載事項の補正が必要であると認められるとき又は審査のために必要な資料が不足しているときは、申立人に対し、申立先税関の本関知的財産調査官を通じて、記載事項の補正又は添付資料等の追加提出等を求めるものとする。</p> <p>(2) ~ (4) (省略)</p>	<p>1 申立先税関による審査事務</p> <p>関税法基本通達69の13-2の(3)に規定する「輸入差止申立書」及び添付資料等が提出された申立先税関の本関知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。</p> <p>(1) 当該「輸入差止申立書」等を受け付けるとともに、輸入差止申立てをした者又はその代理人（以下「申立人」という。以下同じ。）から求めがあった場合その他必要な場合には、提出された「輸入差止申立書」の1枚目に受付印を押印し、その写しを申立人に交付する。</p> <p>(2)~(6) (同左)</p> <p>3 総括知的財産調査官による審査</p> <p>上記2の(1)により「輸入差止申立書」及び添付資料等の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。ただし、法第69条の14の規定により専門委員へ意見を求めた以降は、「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）」によることとする。</p> <p>(1) 「輸入差止申立書」及び添付資料等により、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害している事実あるいは不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで、第10号又は第11号に掲げる行為により営業上の利益を侵害している事実が疎明されているか否かについて審査する。なお、「<u>輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）</u>」の記載事項の補正が必要であると認められるとき又は審査のために必要な資料が不足しているときは、申立人に対し、申立先税関の本関知的財産調査官を通じて、記載事項の補正又は添付資料等の追加提出等を求めるものとする。</p> <p>(2)~(4) (同左)</p>